



「新景観政策の更なる進化」に関して 市民の皆様からの御意見を募集します

意見募集期間：平成31年1月10日（木）～平成31年2月12日（火）【必着】

意見募集の趣旨

京都市では、平成19年9月から「新景観政策」を実施しています。

新景観政策は、策定当初から時代と共に刷新を続ける「進化する政策」であることが求められています。

京都市では、文化庁の京都移転や持続可能な都市の構築の要請などの社会情勢の変化を勘案し、新景観政策の更なる進化を検討するため、平成30年7月に「京都市新景観政策の更なる進化検討委員会」を設置し、これまで4回の会議を開催し、議論いただいているところです。

この度、検討委員会において、これまでの議論の取りまとめが行われ、市民の皆様からの御意見を募集されていますので、ぜひ御意見をお寄せください。

意見募集期間

平成31年1月10日（木）～平成31年2月12日（火）

市民意見募集の内容

市民意見募集を行う、検討委員会の議論の取りまとめの内容については、内側を御覧ください。

提出方法

郵送、持参、FAX、電子メール及び市民意見募集ホームページ内の専用フォームのいずれかの方法により提出していただけます（様式は自由です。市民意見募集冊子には、御意見記入用紙を添付しています。）。

電子メール：keikan@city.kyoto.lg.jp

ホームページ：

京都市トップページ> 市政情報> 市民参加> 市民意見の募集（パブリックコメント）

御意見の取扱い

- ◆いただきました御意見につきましては、意見募集の終了後に、御意見の概要を取りまとめ、上記のホームページで公表するとともに、「京都市新景観政策の更なる進化検討委員会」に報告し、議論いただく予定です。
- ◆御意見に対する個別の回答はいたしませんので、予め御了承願います。
- ◆この意見募集で収集した個人情報につきましては、「京都市個人情報保護条例」に基づき適切に取り扱い、他の目的に利用することは一切ありません。

提出先（お問合せ）

京都市都市計画局都市景観部景観政策課（京都市役所北庁舎2階）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL：075-222-3397 FAX：075-222-3472

市民意見募集にあたって

平成19年に実施された新景観政策は、当時「しのびよる破壊」と呼ばれた京都の景観資源の消失、無秩序な景観の変容という喫緊の課題に対応するため、「時間との勝負」という環境の下で実施されました。

政策の実施以降、確実に京都の景観、そして都市格は向上しましたが、京都の目指すべき景観は、豊かな歴史的資産を保全・継承しつつ、時代に応じて絶えず新しい概念を取り入れることにより、新旧が融合し、独特の文化を形成していくものです。

新景観政策は京都の景観づくりを大きく前進させたものですが、硬直化することなく時代と共に絶えず刷新を続ける「進化する政策」であることが求められています。

「新景観政策の更なる進化検討委員会」では、持続可能な都市の構築の要請や文化庁の京都移転などの新たな社会情勢の変化を勘案し、政策の進化について検討を進めています。

景観の本質は見るだけではなく、まちを歩く中で目に見えないものも含めて気配や雰囲気として感じられるものであり、都市の活力の源泉となる経済や文化が衰退すれば、たとえ遺構や遺跡が残っても、そのような趣きと活力のある京都の景観が失われてしまいます。

京都には、まちなか及び周辺部も含めて、各地域それぞれに、固有の歴史や奥深い伝統と文化、多様な魅力と個性があり、地域の特色ある暮らしと人々の絆が生き活きと息づいています。それこそが、京都ならではの奥深く重層的なまちの魅力の本質であり、人口減少社会においても、個性あるそれぞれの地域の魅力を継承、発展させるとともに、各地域が連携し合い、全体として京都の魅力を高めていくことが重要です。

景観は都市の持続可能性を支える重要な要素であり、経済や文化の営み、人々の暮らし、歩いている人々の笑顔、子どもたちが遊ぶ姿、それら全てを含んだ景観を、守り、育て、さらに創造していくために、長い歴史を踏まえ、かつ、未来社会を見据えた景観政策の更なる進化が求められています。

今日、都市の持続可能性は世界の都市の共通の課題ですが、京都市においても持続可能な社会の実現に向けた様々な取組が実施されており、都市計画の分野では、将来にわたって安心安全で暮らしやすく、魅力や活力のある持続可能な都市構造を目指したプランの検討が進められています。そこで示された都市エリアごとのビジョンの実現をめざして、都市計画と連動するかたちで景観政策を展開する必要があります。

京都市では既に「世界文化自由都市宣言」において、「優れた文化を創造し続ける永久に新しい文化都市」を都市の理念としており、文化によるまちづくりを推進する様々な取組が進められています。その中で、文化と経済を繋ぐことによって新たな価値を発見し、それをまちの発展、

市民の豊かさに活かして、京都らしい文化を創造していく、そうした好循環を生み出すまちづくりを進めることで、京都を文化と産業の息づく持続可能な創造都市へと発展させていくことが重要な課題となっています。

そこでは、これまでの建物等の形態をコントロールする「規制法」を中心としてきた景観政策を、歴史的な景観を保全・再生するだけでなく、まち全体を生き活きとした場所にし、新たな景観を創り出すことにも貢献する「創造法」へと進化させることが必要です。

こうした認識のもと、京都市では「新景観政策の更なる進化検討委員会」を設置し、新景観政策の更なる進化に向けた具体的施策について議論を行っています。

京都の景観づくりは、市民の皆様をはじめ、地域やNPO、企業、大学等の多様な主体とそれを支える行政が、都市の将来像を共有しながら、共に「自分ごと」、「みんなごと」として取り組む必要があります。

委員会における現在の検討状況を市民の皆様にお知らせするとともに、市民の皆様から幅広い御意見、お知恵をいただき、今後の検討に活かしていくため、市民意見の募集を実施いたします。

<参考>

「京都市新景観政策の更なる進化検討委員会」では、これまで計4回の会議を開催しています。

第1回	平成30年 7月25日	・京都市からの諮問 ・諮問の背景及び今後の審議の進め方
第2回	9月20日	・京都市における都市計画、景観政策における地域特性 ・ゲストスピーカーからの話題提供
第3回	10月17日	・新景観政策の更なる進化の方向性 (1) 主要な拠点エリアの景観等規制状況 (2) 高さ規制の進化の方向性 (3) デザイン規制の進化の方向性
第4回	11月15日	・新景観政策の更なる進化の方向性 ・ゲストスピーカーからの話題提供 ・エリアマネジメント等の新たなまちづくりの手法 ・今後の審議の進め方と市民意見募集

新景観政策の更なる進化に際しての考え方（案）

1. 新景観政策の更なる進化の背景……………P 5

（1）常に「進化する政策」

- ・新景観政策は、時代と共に絶えず刷新を続ける「進化する政策」
- ・これまでの政策を進化する取組
平成23年4月 「景観政策の進化」 地域景観づくり協議会制度の創設等
平成29年11月 「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」の制定
平成30年10月 「歴史的景観の保全に関する具体的施策」

（2）持続可能な都市の構築

- ・景観は都市の持続可能性を支える重要な要素
- ・京都市では持続可能な社会の実現に向けた様々な取組が実施されており、都市計画の分野では、「持続可能な都市構築プラン（仮称）」を検討

（3）文化を基軸とした総合的なまちづくり

- ・京都市では「世界文化自由都市宣言」の理念のもと、文化庁の京都移転を契機に「世界の文化首都・京都」の実現に向け、文化を基軸とした総合的なまちづくりが進展
- ・文化と経済を繋ぐことによって好循環を生み出すまちづくりを進め、京都を文化と産業の息づく持続可能な創造都市へと発展させていくことが重要な課題

（4）インフラ整備の進展

- ・地下鉄東西線建設（二条～太秦天神川）や五条通拡幅（千本通～西大路通）、梅小路京都西駅等、基幹的なインフラの整備が進展した地域では、土地利用のポテンシャルが向上

2. 京都市の景観政策に求められるもの……………P 6

（1）優れた景観の新たな創造

- ・新景観政策は京都の景観・都市格の向上に大きく貢献しており、政策の効果は市民も実感
- ・「京都らしさ」を守り、「都市格の向上」を目指す基本的な考え方は堅持しつつ、景観の概念を「見る景観」から「感じる景観」、「生きた景観」へと拡張
- ・景観政策を形態のコントロールを中心とした「規制法」から、生き活きとした暮らしや営みの実現に繋がる新たな景観の創造にも貢献できる「創造法」へと進化させることが必要

（2）都市計画と連動した、持続可能な都市の構築

- ・「持続可能な都市構築プラン（仮称）」で示された都市エリアごとのビジョンの実現をめざして、都市計画と連動するかたちで景観政策を展開

（3）地域の景観や都市機能の特性に応じたきめ細やかな対応

- ・新景観政策の進化は、地域ごとの固有の状況を丁寧に読み解き、きめ細やかな対応が必要

（4）地域のまちづくりに取り組むコミュニティ等との協働

- ・景観政策はコミュニティ等のまちづくり活動と協働して取り組むことが望まれる。

（5）様々な都市ビジョンのもと、総合性と実効性を確保した都市のデザイン政策

- ・「世界文化自由都市」や「保全・再生・創造のまちづくり」、「国家戦略としての京都創生」、「世界の文化首都・京都」、「レジリエント・シティ」、「創造都市」など、政策分野を横断する都市ビジョンに対し、景観政策は、都市ビジョンの実現を支援するとともに、トータルとしての都市景観をデザインして行く視点も求められる。
- ・景観行政の持つ「総合性」を強く意識して検討を進めるとともに、各ビジョンを実現するため、誘導政策の導入が必要

3. 政策の進化の方向性

(1) 政策の進化における基本的な考え方……………P 9

① 京都の景観の守るべき骨格の堅持・充実

- ・以下のような京都の景観を考えるうえで守るべき骨格は、引き続き堅持し、取組を充実
戦前から風致地区制度により保全されてきた豊かな自然景観
盆地を中心に、三方の山すそに行くに従って次第に建築物が低くなる都市空間の構成
寺社や歴史的な町並みなどの貴重な歴史的資産が形づくる歴史的景観や眺望景観
新景観政策において大胆な規制強化を行った、京都らしい市街地景観を残す歴史的都心地区
のヒューマンスケールの都市空間

② 地域ごとの機能と景観特性を考慮した空間利用の姿

- ・京都市全域において、「保全・再生・創造」の軸と、「持続可能な都市構築プラン（仮称）」の
軸との組合せを意識し、さらに地域ごとの景観特性を考慮した空間利用を進めていくことが
必要

③ 都市機能や広い意味での公共貢献を含めた「優れた計画の誘導」

- ・都市エリアによっては、都市機能や広い意味での公共貢献を含めた地域のまちづくりの視点
からも建築計画を評価し、都市での暮らしや営みを生き活きとしたものに誘導していくため
の手法として、高さやデザインの規制を活用することも検討

④ 地域コミュニティの活動やエリアマネジメントとの連動

- ・景観まちづくり活動においても、エリアマネジメント等の枠組みと既存の枠組みとがうまく
重なりながら響き合い、連動していくことができる方法や体制を検討

(2) 具体的な施策展開（例）……………P 10

※ 以下の具体的な施策は、あくまでも検討を進める中での例示です。

今回の例示を含む具体的な施策展開の全体像は、今回の市民意見募集の結果を踏まえて
委員会で議論を行い、最終の答申にまとめます。

① 持続可能な都市の構築に向けた優れた計画の誘導

- ・京都の景観の守るべき骨格は堅持したうえで、都市機能や広い意味での公共貢献を含めた地
域のまちづくりの視点からも建築計画を評価し、高さの規制の特例制度等の活用を検討
- ・インフラの整備により都市機能上新たな役割を担うべき地域では、用途地域等の見直しと併
せて、高さ規制やデザイン規制の見直しを図り、新たな地域の将来像の実現を促す。

② デザインの創造性を発揮できる仕組づくり

- ・デザインの創造性を引き出すため、デザイン規制の趣旨そのものや地域ごとの景観特性に立
ち返って、総合的な観点から判断を行えるデザイン規制の運用等を検討

③ 地域に応じたよりきめ細やかな景観形成

- ・「通り景観」に配慮した美観地区見直し、隣地越し等から視認できる部分や路地に対する配
慮、高さ規制と勾配屋根を求めるデザイン規制の整合性がとれた、適切な景観へと誘導する
仕組みの検討

④ 関係政策や地域の活動との連動

- ・関連政策と連動、地域のコミュニティ等によるエリアマネジメントの活動との協働

4. 結び……………P 11

- ・市民をはじめ、地域や NPO、企業、大学等の多様な主体とそれを支える行政が、都市の将来
像を共有しながら、共に「自分ごと」、「みんなごと」として取り組むことが基本

新景観政策の更なる進化に際しての考え方（案）

1. 新景観政策の更なる進化の背景

（1）常に「進化する政策」

新景観政策は、策定当時「しのびよる破壊」と呼ばれた、京都の伝統文化を伝える重要な景観資源が消失し、歴史都市・京都の景観が無秩序に変容し続ける状況に対峙するため、まさに「時間との勝負」の環境の下で実施された。

一方で、京都の目指すべき景観は、豊かな歴史的資産を保全・再生しつつ、時代に応じて絶えず新しい概念に基づく資産を創造することにより、新旧が融合した、多様性と重層性を備えた京都固有の文化を形成していくものである。

喫緊の課題への対応として実施された新景観政策はゴールではなく、策定当初から、時を超え光り輝く京都の景観づくりのスタートとして位置づけられており、時代と共に絶えず刷新を続ける「進化する政策」であることが求められている。

平成23年からは、京都市景観白書の発行や、景観市民会議の開催などにより、継続した政策の検証が行われ、これまでに、「地域景観づくり協議会制度」の創設をはじめとする平成23年4月の「景観政策の進化」、平成29年11月の「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」の制定、平成30年10月から施行された「歴史的景観の保全に関する具体的施策」等の政策の進化が図られてきた。

制度の導入から10年の節目を迎えた平成29年度には、「京都から考える これからの歴史・文化・創造都市」をテーマに各種の記念事業が実施され、平成30年3月には「新景観政策 10年とこれから」が取りまとめられた。

（2）持続可能な都市の構築

この10年で日本は「人口減少時代」に突入するとともに、若い世代を中心に地方から東京圏に人口が流出し、地方の衰退が進行している。

急激な人口減少は、社会を支える現役世代の負担増、空き家の増加、商業施設の衰退による買い物弱者の発生等を招くおそれがある。そして、それが、更なる人口の転出を引き起こし、究極的には市民生活や地域の持続、企業や大学等の存続、ひいては都市の持続を危うくしかねないなど、多岐にわたる深刻な問題を引き起こす。

京都市においても、就職期の20歳代が東京都・大阪府に、結婚・子育て期の30歳代が近郊都市に転出超過となっており、都市に活力を生み出し、社会を支える中核となる「若年・子育て層」が市外へ流出していること、市内でオフィス空間や、一定のまとまった産業用地・空間の確保が難しいことなどの課題を抱えている。

都市の持続可能性は、世界の都市の共通の課題であるが、景観はそれを支える重要な要素である。それゆえ、歴史的資産を継承するとともに、未来社会を見据えて、経済や文化の営み、人々の暮らし、子どもたちが遊ぶ姿、それら全てを含んだ景観を、守り、育て、さらに創造していくことで、都市の活力を生み出していく必要がある。

こうした状況の中で、京都市では持続可能な社会の実現に向けた様々な取組が実施されているが、都市計画の分野では、平成29年6月に都市計画審議会に「持続可能な都市検討部

会」が設置され、将来にわたって安心安全で暮らしやすく、魅力や活力のある持続可能な都市構造を目指した土地利用の誘導を図るための「持続可能な都市構築プラン（仮称）」※の検討が進められている。

※現在、検討が進められている「京都市持続可能な都市構築プラン（仮称）」（素案）に関する市民意見募集については、以下を御参照ください。

ホームページ：

京都市トップページ> 市政情報> 市民参加> 市民意見の募集（パブリックコメント）

（3）文化を基軸とした総合的なまちづくり

京都市は昭和53年の「世界文化自由都市宣言」において、「広く世界と文化的に交わることによって、優れた文化を創造し続ける永久に新しい文化都市」を都市の理念としている。

文化庁の京都移転が決定し、観光、まちづくり、福祉、教育、産業などの様々な関連分野との連携を強化した総合的な施策を推進する「新・文化庁」となることが全国から期待されている。その文化庁を迎える京都市は、文化を基軸とした総合的なまちづくりを進めるとともに、経済的価値も含む幅広い文化政策を展開し、京都から日本の文化を広く世界に発信することが求められている。

京都市では、「世界の文化首都・京都」の実現に向けた全庁横断的な体制が整備され、京都の強みである環境、教育、福祉、ものづくり、コミュニティなど、あらゆる分野を文化と融合することにより、それぞれの質を高め市民生活を豊かにするとともに、都市格の向上や経済の活性化につなげる取組が進められている。

文化と経済を繋ぐことによって新たな価値を発見し、それをまちの発展、市民の豊かさに活かして、京都らしい文化を創造していく、そうした好循環を生み出すまちづくりを進めることによって、京都を文化と産業の息づく持続可能な創造都市へと発展させていくことが重要な課題となっている。

（4）インフラ整備の進展

新景観政策が導入されて以降も、地下鉄東西線建設（二条～太秦天神川）や五条通拡幅（千本通～西大路通）、平成31年春に開業予定の梅小路京都西駅等、基幹的なインフラの整備が着実に進められている。

このことは、京都市内における当該インフラに関連する地域相互の関係や、インフラ立地地域における土地利用のポテンシャルを大きく向上させていると考えられる。

2. 京都市の景観政策に求められるもの

（1）優れた景観の新たな創造

新景観政策では、景観形成の取組により都市の魅力を高め、都市の活力を生み出していくことを理念として掲げている。

1200年を超える悠久の歴史と文化を誇り、日本の宝である京都を守り、育てるため、建物や看板は個人の所有物であっても、景観は公共の財産という視点で、市民や事業者の理解と協力のもと、規制を強化してきた。

その結果、確実に都市景観は向上し、京都の都市格の向上に大きく貢献している。京都市

が毎年実施している市民生活実感調査においても、「京都の個性的な町並み景観が守られているか。」という質問に対して「そう思う」、「どちらかというと思う」と回答された割合は、平成19年度の4割以下から、平成26年度以降は6割以上へと増加しており、政策の効果は市民にも実感されている。

新景観政策の進化においても、50年後、100年後に向けて「京都らしさ」を守り、「都市格の向上」を目指す基本的な考え方は、堅持すべきである。

さらに留意すべきは、景観には視覚的な形態や色彩にとどまらず、目に見えない音、香り等の五感に訴える全てのものが含まれるということである。景観の本質は見るだけではなく、まちを歩く中で、気配や雰囲気、趣きとして感じられるものである。景観の概念を「見る景観」から「感じる景観」、「生きた景観」へと拡張し、暮らし、経済・文化の営みの全てを含むものとして、景観を形成していく必要がある。

したがって、京都を文化と産業の息づく持続可能な創造都市としていくためには、景観の保存・再生だけでなく、生き活きとした暮らしや営みの実現に繋がる新たな景観の創造も求められる。しかし、新景観政策は、景観の保全・再生のために形態をコントロールする「規制法」が中心となっており、相当の効果をもたらしているとはいえ、まち全体を生き活きとした場所にしていく上で必要となる新たな景観の創造にも貢献できる「創造法」になっているわけではない。

京都の景観づくりでは、保全・再生と創造のバランスをとることが重要であり、そのことを可能にする景観政策の体系を構築することが求められる。それゆえ、景観政策を規制法から創造法へと進化させることは、景観づくりにおける喫緊の課題である。

(2) 都市計画と連動した、持続可能な都市の構築

「持続可能な都市構築プラン（仮称）」では、「都心部と周辺部等の拠点の魅力・活力の向上」等の基本方針のもと、市内各地域を広域拠点エリア、地域中核拠点エリア、日常生活エリア、ものづくり産業集積エリア及び緑豊かなエリアの5つのエリアに分類し、各地域の将来像と暮らしのイメージを示すとともに、5つのエリアに重ね合わせる学術文化・交流・創造ゾーンが検討されている。

本プランでは各エリアやゾーンの特性に応じ、都市の将来像を実現する上で重要な都市機能のあり方が検討されており、そこに示された都市エリアごとのビジョンの実現をめざして、都市計画と連動するかたちで景観政策を展開する必要がある。

(3) 地域の景観や都市機能の特性に応じたきめ細やかな対応

京都には、まちなかも周辺部も含めて、各地域それぞれに、固有の悠久の歴史や奥深い伝統と文化、多様な魅力と個性があり、地域の特色ある暮らしと人々の絆が生き活きと息づいている。

また、地域ごとに、京都市基本計画や各区の基本計画をはじめとした、これまで市民が参加した上での議論が蓄積された計画がある。

景観政策においても、三山の自然や古都の歴史的風土を保全するため、戦前から風致地区制度等を活用してきた地域、全国に先駆けて市街地景観条例を整備し、市街地の美観を保全するとともに都心の再生を図ってきた歴史的市街地、新景観政策において新たに導入した眺

望景観・借景を保全する地域や、新たに景観の形成に取り組んでいる地域など、地域ごとの景観特性に応じた様々な景観計画と景観政策の歴史がある。

さらに、都市計画においても、「持続可能な都市構築プラン（仮称）」で検討されている5つの都市エリア及び学術文化・交流・創造ゾーンの土地利用の方針がある。

新景観政策の進化においては、こうした地域ごとの固有の状況を丁寧に読み解き、きめ細やかな対応を行う必要がある。

（４）地域のまちづくりに取り組むコミュニティ等との協働

景観の本質は地域のコミュニティのあり方と深く結びついている。そのまちが使う人により、どれだけ大事にされ、どれだけ敬意を持って使われているかが、景観の気配や雰囲気、佇まいの良さを最後のところで支えているからである。したがって、京都市の景観政策は、コミュニティ等のまちづくり活動と協働して取り組むことが望まれる。

（５）様々な都市ビジョンのもと、総合性と実効性を確保した都市のデザイン政策

京都市では、景観政策を含む各種政策を統合する目標・理念として、昭和53年に「世界文化自由都市」を世界に向けて宣言している。また、平成11年に策定した市政の基本方針を定める「京都市基本構想」では、「保全・再生・創造」を基本としたまちづくりを推進することが示されている。

さらに、「国家戦略としての京都創生」や、「世界の文化首都・京都」、あらゆるダメージに対し、それをバネとして粘り強く現状以上の回復を目指す「レジリエント・シティ」、多彩な知識・技能を身につけた創造的な人々が働きながら暮らす「創造都市」など、政策分野を横断する都市ビジョンが提示されている。

また、国連では、気候変動、自然災害、生物多様性、紛争、格差の是正などの国内外の課題の解決に向けて掲げられた「持続可能な開発目標」であるSDGs（エスディー・ジーズ）を掲げ、世界の全ての国・地域の政府だけでなく、更には地方自治体や民間企業等もその達成に向けて取り組むことを提唱している。

こうした多様な都市ビジョン等に基づく様々な取組は、都市の景観として現れるものであり、京都市の新景観政策には、都市ビジョンの実現を支援するとともに、トータルとしての都市景観をデザインして行く視点も求められる。

その際、京都を一つの大きな都市として見るのではなく、小さなまちの集合体として捉え、町内会や自治連合会などのヒューマンスケールの都市エリアが階層的に重なっている「モザイク都市」として理解する必要がある。

コンパクトで個性的な都市エリアがネットワーク化した、より豊かな全体として京都の景観のランドデザインを構築することは、「持続可能な都市の構築」をはじめとする様々な都市ビジョンの実現を支援するうえで極めて重要である。

そして、景観行政の持つ「総合性」を強く意識して検討を進めるべきである。京都固有の地域資源を都市デザインにどう活かすか、京都市の抱える様々な都市的課題に対して、都市政策がどう答えるのか、が正に問われている。

ビジョンだけでは実行力はなく、ビジョンを実現するためには、何らかのインセンティブを与えるなど、誘導のための政策の導入が必要である。

3. 政策の進化の方向性

(1) 政策の進化における基本的な考え方

① 京都の景観の守るべき骨格の堅持・充実

京都は三方の山々に囲まれた内部に川筋のある特徴的な風土を有しており、このような風土が生み出す盆地景は、先人たちが原風景として捉えてきた京都の景観の基盤ともいえるべきものである。こうした京都の豊かな自然景観は、戦前から風致地区制度により保全されてきたものである。

そして、盆地を中心に市街地が形成されている京都市においては、周囲を取り巻く山並みとの関係の中で建築物の高さを考える必要があり、都心部から三方の山すそに行くに従って、次第に建築物の高さが低くなるような都市空間の構成を、高さ規制の基本方針としている。

また、歴史都市・京都には世界遺産をはじめとした寺社や御苑、庭園、歴史的な町並みなどの貴重な歴史的資産が数多く存在し、これらが形づくる貴重な歴史的景観や眺望景観は、地域特有の歴史や文化と一体となって、継承されてきた京都の宝である。

新景観政策において、京都らしい市街地景観を残す歴史的都心地区（河原町通、烏丸通、堀川通、御池通、四条通、五条通の6本の幹線道路沿道地区と、これに囲まれた職住共存地区）においては、ヒューマンスケールの都市空間を維持するために大胆な高さ規制の強化とデザイン基準の見直しを実施し、賑わいと快適な歩行者空間の創出と併せて、良好な景観の保全・創出を重点的に推進している。

このような、京都の景観を考えるうえで守るべき骨格ともいえる原理は社会情勢が変わっても変えるべきものではなく、引き続き堅持し、取組を充実していくべきである。

② 地域ごとの機能と景観特性を考慮した空間利用の姿

京都市全域において、京都市基本構想や都市計画マスタープランで示されている「保全・再生・創造」の軸と、「持続可能な都市構築プラン（仮称）」におけるエリアやゾーンの軸との組合せを意識し、さらに地域ごとの景観特性を考慮した空間利用を進めていくことが必要である。

③ 都市機能や広い意味での公共貢献を含めた「優れた計画の誘導」

地域の景観や市街地環境に配慮することは当然だが、京都市内であっても都市エリアによっては、建築物の表層のデザインだけでなく、都市機能や広い意味での公共貢献を含めた地域のまちづくりの視点からも建築計画を評価し、都市での暮らしや営みを生き活きとしたものに誘導し、新たな価値を創造する都市としていくための手法として、高さやデザインの規制を活用することも検討する必要がある。

その際には、新景観政策による現行制度をリセットするのではなく、あくまでも現行制度をベースに、地域ごとの景観特性やまちづくりの観点から計画を評価する新たな制度を追加する形での制度設計を検討する。

④ 地域コミュニティの活動やエリアマネジメントとの連動

京都の地域コミュニティは、住民自治の歴史を引き継ぐ町内会や自治連合会が中心となり、防災、福祉、景観などの様々なテーマに取り組んできたが、こうしたまちづくりの担い手の育成が大きな課題となっている。

一方、新しいまちづくり活動として、住民だけではなく、地域に働きに来る人やまちの魅力味わいに来る人などを巻き込んだエリアマネジメントの取組が注目を集めている。ちなみに大阪では、こうしたエリアマネジメント活動を持続可能なものにするために「B I D 条例」が制定されており、国レベルでも地域再生法が改正され、「地域再生エリアマネジメント負担金制度」も創設されている。

今後、京都の景観まちづくり活動においても、こうした新たな枠組みと既存の枠組みとがうまく重なりながら響き合い、連動していくことが望まれる。

(2) 具体的な施策展開 (例)

※ 以下の具体的な施策は、あくまでも検討を進める中での例示です。

今回の例示を含む具体的な施策展開の全体像は、今回の市民意見募集の結果を踏まえて委員会で議論を行い、最終の答申にまとめます。

① 持続可能な都市の構築に向けた優れた計画の誘導

「持続可能な都市構築プラン (仮称)」等で示された各エリアやゾーンの特性に応じた都市の将来像を実現するためには、都市エリアごとに望ましい都市機能を集積し、それぞれのエリアの魅力やポテンシャルを高めていく必要がある。

それは、規制のみによって実現できるものではなく、様々な誘導手法を組み合わせる形で実現していくことが求められる。

そうした誘導手法の一つとして、京都の景観の守るべき骨格は堅持したうえで、高さ規制やデザイン規制の特例制度等の活用を検討する。

現在の高さ規制やデザイン規制の特例制度が十分に活用されておらず、特に、高さに関する現行の特例制度は、実質的には、主として公共公益上必要な施設を対象とした制度設計となっている。

地域の景観や市街地環境に配慮することは当然であるが、京都市内であっても都市エリアによっては、建築物等の表層のデザインや数値による高さだけでなく、都市機能や広い意味での公共貢献を含めた地域のまちづくりの視点からも建築計画を評価し、高さの規制の特例制度等の活用を検討する必要がある。

その際、景観上許容できる地域では、ガイドラインにおいて許可の上限として高さの第2ラインの設定や、地域ごとの誘導したい都市機能を明示するなど、施主や設計事務所にとって、事前に考慮すべき事項やスケジュール感等の点から見て十分に予見可能性を持つことができる制度とするべきである。

例えば、新景観政策の実施以降に道路拡幅整備が完了した五条通沿道 (千本通～西大路通) は、JR 丹波口駅や京都リサーチパーク地区にも近接しており、今後、事務所や研究所などが集積した新たな活力を生み出すエリアとなることが期待されている。このように、インフラの整備により都市機能上新たな役割を担うべき地域においては、用途地域等の見直しと併せて、高さ規制やデザイン規制の見直しを図り、新たな地域の将来像の実現を促す必要がある。

さらに「特例許可」等の名称についても、優れた計画の誘導を促すものへ変更を検討する必要がある。

② デザインの創造性を発揮できる仕組づくり

景観地区（美観地区及び美観形成地区）におけるデザイン規制の現行制度の運用は、「裁量性が少ない一般基準の運用」と「時間的・労力的にハードルの高い特例制度」の2つのルートが中心となっており、硬直化した規制の運用により、地域の景観特性に配慮した優れたデザインの創出が阻害されている面がある。

デザインの創造性を引き出すため、デザイン規制の趣旨そのものや地域ごとの景観特性に立ち返って事業者・設計者がデザインの提案を行い、審査側も過度に一般基準に拘束されることなく、総合的な観点から判断を行える制度の運用等を検討する必要がある。その際、制度を運用する側の適切な判断力が問われることは言うまでもない。

③ 地域に応じたよりきめ細やかな景観形成

美観地区では「通り景観」に配慮し、両側町で通りを中心に景観基準が異なる地域、及び幹線道路沿道の歴史遺産型美観地区では、地区指定の見直し等を検討することが求められている。

さらに、現行基準では、道路等の「公共の用に供する空地」に面している部分に対して、設備の設置や外壁の意匠について相応の配慮を求めている。しかし、それ以外の部分に対しては、配慮規定を設けていないが、そのような部分が隣地越し等から視認できる状況が将来にわたり固定化されている部分や路地も少なくない。そのような部分に対しても、一定の配慮を促す仕組みも検討する必要がある。

歴史遺産型美観地区では、建築物の高さ規制と勾配屋根を求めるデザイン規制の整合性がとれた、適切な景観へと誘導する仕組みを検討する必要がある。

④ 関係政策や地域の活動との連動

様々な都市ビジョンのもと、トータルとしての都市景観をデザインしていくためには、都市計画等の関連政策と連動し、地域のコミュニティ等によるエリアマネジメントの活動と協働して取り組む必要があるが、そのためには地域の活動を推進する担い手の育成や組織体制の整備が必要である。

高さやデザインの特例制度と、市民の安全・安心に配慮し、地域の環境の向上等に貢献する優れた建築計画を誘導する許認可制度のあり方やその効果的・効率的な連携のあり方も模索することが重要である。

4. 結び

これからの時代を見据え、京都を文化と産業の息づく持続可能な創造都市へと発展させていくためには、都市のエリアごとにビジョンを建て、都市計画との景観政策の組み合わせで、活力ある魅力的な京都の都市景観をデザインしていくことが求められている。

建物等の表層だけでなく、都市での暮らしや営みを生き活きとしたものに誘導し、新たな価値を創造する都市としていくため、景観政策の進化が必要である。

こうした新たな都市計画と連動する景観政策を推進するためには、市民をはじめ、地域やNPO、企業、大学等の多様な主体とそれを支える行政が、都市の将来像を共有しながら、共に「自分ごと」、「みんなごと」として取り組むことが基本となる。

「新景観政策の更なる進化に際しての考え方（案）」 に関する御意見

※ F A X 等で送付いただく場合は, この用紙をお使いください。FAX:075-222-3472

《意見募集欄》 意見募集期間：平成31年1月10日（木）～平成31年2月12日（火）

1 全体について

.....
.....
.....

2 京都市の景観政策に求められるものについて

.....
.....
.....

3 政策の進化における基本的な考え方について

.....
.....
.....

4 具体的な施策展開（例）について

.....
.....
.....

5 その他、御意見・御提案がございましたら御記入ください。

.....
.....
.....

※いただいた御意見をまとめる際に参考にします。差し支えない範囲で御記入（○印）ください。

【性別】 1 男性 2 女性 3 ()

【年齢】 1 20歳未満 2 20歳代 3 30歳代 4 40歳代
 5 50歳代 6 60歳代 7 70歳以上

【お住まい等】 1 京都市在住 2 京都市内に通勤・通学（市外在住） 3 その他



京都市はSDGsを支援しています

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**

2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です



この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収などへ！



発行：京都市都市計画局都市景観部景観政策課

平成31年1月発行 京都市印刷物第303184号

《本事業は宿泊税を活用しています。》